

令和5年 第3回臨時会

道志村議会会議録

令和5年5月2日 開会

令和5年5月2日 閉会

道志村議会

令和5年第3回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (5月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○村長挨拶	18
○閉議の宣告	19
○閉会の宣告	19
○署名議員	21

道志村告示第7号

令和5年第3回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月27日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和5年5月2日（火）
- 2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール
- 3 付議案件
 - (1) 専決処分の承認について
(道志村税条例の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認について
(令和4年度道志村一般会計補正予算(第9回))
 - (3) 道志村長の不信任決議(案)について

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和5年第3回道志村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年5月2日（火曜日）午後2時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認について
(道志村税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第2号 専決処分の承認について
(令和4年度道志村一般会計補正予算（第9回）)
- 第 5 発議第3号 道志村長の不信任決議（案）について

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口かおり君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	金子尚章君	教育課長	山口登美君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第3回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午後2時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長の招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） おはようございます。

令和5年第3回道志村議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

地方自治法第101条第3項の規定により4名の議員から請求があったことに伴い、村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員のご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

この臨時会において付議される発議では私の不信任決議案が提出されておりますが、提案理由を見ると、令和3年7月4日執行の道志村長選挙において、4人に公職選挙法違反などの略式命令があり、それに対する責任となっております。

この件に関して私は、村政報告特別号や公開質問への回答など示したとおり、一切関与しておりません。また、一部の報道では「小さい村」との表現があったとすれば、それは、私が不確実な情報を基にコメントすれば、小さな村であるため、犯人捜しなどに発展し、その私人のプライバシーなどの基本的人権が侵害される危険が高いほか、村民同士の関係性にも重大な影響を生じる可能性が高いため、その点に配慮する必要があるという趣旨で申し上げたものと思います。

もとより、私自身に非があることであれば、村の大小にかかわらず、可能な限り説明を尽くさせていただく考えであることもお伝えさせていただきます。

また、交際費の支出についても、要綱にのっとり、村政の運営において支出することが適当と認められる経費であることから、法令は遵守していると認識しております。

私が就任時から10年以上取り組んでいる新たな防災トンネルを含めたインフラ整備などの公約推進が、今の私に託された使命だと思っておりますので、村民の皆様が安心・安全な暮

らしを確保でき、若者が定住できる村づくりのため、引き続き先頭に立って村政を推進したいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

その他の議案については、専決処分で道志村税条例の一部を改正する条例と、令和4年度道志村一般会計補正予算（第9回）となっております。詳細につきましては議案審議でご説明させていただきますので、慎重なるご審議のほどよろしくをお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日午前11時45分より、やまゆりセンター2階において委員会を招集し、委員4名と議長、議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

第3回臨時会について、会期は本日限りの1日とし、配付してある日程表のとおりとすることを決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） なお、本臨時会において、地方自治法第121条の規定に基づき、議長が長田村長、教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

また、報道関係者より議場内での撮影の申出がありましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第6番議員、白井勝光君及び第7番議員、杉本孝正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日と決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（道志村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 承認第1号 専決処分の承認についてご説明いたします。

道志村税条例等の一部を改正する条例につきましては、道志村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

道志村税条例等の一部を改正する条例の内容は、軽自動車税において、自動車税及び軽自動車税において燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、環境性能割の税率区分を見直すものであります。

また、令和3年度改正において講じられた環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについて、令和5年12月末まで現行制度を据え置き、令和6年1月以降はガソリン車と

同等に取り扱うこととする環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置を設け、道路交通法の一部を改正する法律により、原動機付自転車から区分して新たに定義された、特定小型原動機付自転車で一定の要件を満たす電動キックボード等に係る税率を2,000円とするものです。

また、個人住民税において、令和6年から森林環境税が課税開始されることに伴い、賦課徴収に係る条文を追加し、個人住民税における配偶者特別控除の適用において、夫婦それぞれの合計所得金額が一定の金額である場合における、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するための所要の措置を講ずるものであります。

なお、附則において、施行期日を令和5年4月1日から施行すると定めております。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

承認第1号について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認について（道志村税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（令和4年度道志村一般会計補正予算（第9回））を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 承認第2号 専決処分の承認についてご説明いたします。

令和4年度道志村一般会計補正予算（第9回）については、3月議会定例会終了後、歳入歳出予算、繰越明許費において補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

補正の内容は、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,638万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,385万2,000円とするものです。

主な歳入の内容は、地方交付税の特別交付税で2,896万3,000円の増額、寄附金で、一般寄付金が337万9,000円、企業版ふるさと納税で50万円増額するものの、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄付金が603万9,000円減額し、216万円の増額となります。

歳出の内容は、総務費で共済費155万円の増額、諸支出金で積立金2,483万3,000円の増額です。

第2条繰越明許費は、総務費3億8,116万3,000円、農林水産業費1,282万1,000円、土木費4,507万6,000円、消防費5,094万円です。

なお、詳細につきましては、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りします。

承認第2号について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認について（令和4年度道志村一般会計補正予算（第9回））は承認することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、発議第3号 道志村長の不信任決議（案）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） 道志村長の不信任決議（案）提出の説明をさせていただきます。

道志村長の不信任決議（案）について、提案理由は、議案書の提案説明ですので、朗読し、説明といたします。一部変更はあります。

議案提出理由。

長田村長の親族ら6人が、令和3年7月4日執行の道志村長選挙において公職選挙法違反、詐偽投票、電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪で、山梨県警から甲府地方検察庁に書類送検され、令和5年3月20日に同検察庁は、送検された6人のうち4人を公職選挙法違反の罪で甲府簡易裁判所に略式起訴し、同簡裁は、同日付けで4人に対して罰金の略式命令を出した。

この事件について、長田村長は違反行為を依頼したことはない、そういう行為があったことは知らないと述べ、また村民への説明責任についても、小さい村だし特段のことは考えていないと述べ、自治体の規模を理由に説明責任を逃れようとするのは、到底納得できるものではない。

選挙で不正を行うのは、日本の民主主義に対する重大な挑戦であり、村長の親族、支持者が起こしたこの事件の重大さを認識できないのは、村長としての資質が著しく欠けていることは言うまでもない。

また、3月定例議会一般質問で、村政運営を行う上で法律・条例・規則等を遵守しているか村長に伺ったところ、遵守していると回答があったが、交際費の公表の中には要綱に反する支出があり、本要綱を自ら公布したにもかかわらず、その要綱を遵守せず、自覚も認識も

なく、全く責任を取らない。

村政課題が山積している中、長田村長の親族、支援者の公職選挙法違反に対する認識不足、法律・条例・規則等を遵守できない状況は、村民を裏切った行為の責任は極めて重大であり、誠に遺憾の極みである。よって、道志村議会は長田村長に対する不信任を決議する。

以上が提案理由ですが、この事件は全国的にもない事件で、民主主義の根幹を揺るがす重大事件である。多くの新聞、テレビ等で取り上げられたことにより、道志村のイメージダウンは想像以上のものです。

議員の皆さん、このような親族が関係する事件の責任は村長が取るべきですが、責任回避する村長が辞職しないので、長田村長に対する不信任決議（案）を議決し、未来に明るい道志村を創造できる村政に転換しましょう。ぜひ賛同をお願いするものです。

以上です。

○議長（出羽和平君） 説明が終わりました。

これより本決議（案）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本決議（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これより討論を行います。

まず、本決議（案）に反対の議員の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番議員、佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） 発議第3号 道志村長の不信任決議（案）に対する反対討論を行います。

まず、村長の親族が起こしたと言われております公職選挙法違反の件ですが、村長は既に、道義的な責任については謝罪をしています。また、本人は何も承知をしていないとマスコミにも発表していますし、全戸に配付した村政報告にもそのように言っています。そして、既に当事者が罪を認め、この件は既に決着をしております。これ以上何の責任を取れと言うの

でしょうか。

また、村長交際費の中にも要綱に反するものがあるとしていますが、私の見た限りでは、特に問題となるようなものは見当たりません。全て適正に使われ、処理をされていると考えています。提出された村長不信任決議の中に村民を裏切ったとありますが、村長は村民を裏切るどころか、これまでの任期中の功績は、長田村長でなければ成し得なかった事例が多くあります。

「インフラ整備が村の発展につながる」との信念で、413号の雨量による規制の撤廃、野原トンネルの工事開始、道志小中学校の一体化校舎の建設、子育て支援策の充実、ふるさと納税の飛躍的な増額など、数え上げたら切りがありません。

さらに、今まさに取り組んでいる県道都留道志線の防災トンネル建設で、道志村が見つけない残土捨て場の地権者の同意、住民説明会など着々と建設に向け、手続が進んでいます。

さきの台風による鉄道、高速道路の通行止めなどを教訓としての防災トンネル構想は、富士山の噴火や台風などの自然災害が発生した際に逃げるための道路であり、東京方面からの中央高速や中央本線の代替ルートでもあります。普段は村民は便利にまた安全に、そして雪はきなどもなく自由に使えます。

当然村で予算の負担をするわけではないので、県や国との連携が重要な要件です。現在道志村と県の関係は、今までにない良好な状況です。この状況は、長田村長でなければ維持できませんし、この状況をつくるために努力したのも長田村長であります。この時期を逃したら、50年、100年たってもこの村にはトンネルはできません。県から国への事業継続が行えれば、100%トンネルはできるんです。

今村民がやらなければならないのは、村長の在職・リコールの議論ではありません。村民・議会が一丸となって機運を盛り上げ、県や国にトンネル建設、インフラ整備の要望をするときです。再度言いますが、今を逃したら道志村にはトンネルはできません。長田村政の継続を支持し、全力でバックアップする所存です。

このような理由から、この案件に対し反対の討論といたします。

○議長（出羽和平君） 次に、本決議（案）について賛成の議員の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 8番議員、佐藤 進君。

〔8番 佐藤 進君 登壇〕

○8番（佐藤 進君） 私は、道志村長の不信任決議（案）に賛成の討論を行います。

さきの令和3年7月の道志村長選に、長田富也村長の親族ら6人が書類送検されたが、住所変更などの手続を手助けしたと見られる2人の親族は不起訴になりました。しかしながら、2人の親族を含む4人に関しては、居住実態がないにもかかわらず、村に虚偽の転入届を提出して投票したなどとして、公職選挙法違反、詐偽投票、詐欺登録と電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪で、甲府簡易裁判所において罰金の略式命令が出ました。

今回の事件は、新聞によると長田村長の知らないところで親族が、村長の部下である役場職員、道志村選挙管理委員、道志村民をもあざむく重大な事件であるにもかかわらず、村長の答えは、私は「関与していない」と、まるで人ごとのような言い回しをして責任逃れに終始している態度、村長としての責務を果たす仕事は任せられません。

そのほかにも、村長が社長を務める株式会社どうしに指定管理委託している施設の経営においても改善が見られず、村長就任以来使用料の免除や赤字補填を村の一般会計で行い、令和3年度までには8年間で1億7,420万円を支出している。この支出は村民全体で活用できる財源であるにもかかわらず、自らが長を務める道志村から自らの経営する株式会社どうしに出しているのは、公私混同の暴挙以外に何ものでもありません。

また、4年に一度の選挙の折に湧き上がるトンネル問題においても、議会の一般質問、協議会では、選挙の公約に掲げているにもかかわらず、県の事業と言っては明確な回答は得られていない。また住民への説明も十分には行っていない。公約の一丁目一番地と言っては、事あるごとにトンネル事業にこだわり過ぎて、すぐにでも取り組まなければいけない村の抱えている問題は山積しているのに、先送りになっています。

議員として私はこのような疑問がたくさんあり、しっかりとした行政運営は今の長田村長には任せられません。このような理由から、長田村長の不信任決議（案）に賛成します。

以上です。（拍手）

○議長（出羽和平君） 静粛に。

次に、本決議（案）について反対の議員の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

〔10番 大田博文君 登壇〕

○10番（大田博文君） 長幡地区を代表する議員の大田博文でございます。

私は、今回の道志村村長不信任（案）に対する反対討論を行います。

令和3年7月4日執行の道志村村長選挙において、長田村長の親族ら6人の公職選挙法違反により、4名は令和5年3月20日罰金の略式命令、2名は不起訴処分として更生しております。6名のプライバシー基本的観点から、人権が侵害される危険性が高くなるほか、村民同士の生活関係に重大な影響を生じる可能性が高いため、配慮をする必要があるのではないかと思います。

また、この虚偽投票で選挙結果が変わるわけではありません。それで長田村長に対しリコールでは、2年前の村長選挙の結果を軽視しているのではないのでしょうか。道志村村民に対し、有権者に対し失礼であり、村を二分するようリコール運動を行う必要があるのか、これこそ道志村が全国に恥を晒すような結果になってはいませんか。

道志村長、長田富也村長は村長就任以来、既に3期目である今日まで、住みよい村、暮らしやすい村、そして若者が定住できる村を目指し、努力しております。また、一貫して村民との間により強固な信頼関係を築いているものと認識しております。

山梨県、長崎幸太郎知事と長田富也村長との太いパイプのつながり、お互いの信頼関係は、道志村民と皆様のご存じのとおりであります。国道413号線の雨量規制撤廃、さらにはいろんな諸問題の中でも、道志村民の皆様の悲願でもある道坂トンネル、防災トンネルは、村長公約の一部でもあります。過去の10年の長きにわたり同事業を推進してきた努力により、事業化に向け道半ばとなっております。道志村の未来のため、さらには道志村の子供たちの未来のために、さらに同事業を加速していただきたいと思っております。長田村長でなくてはできない問題です。

道志村は、我々村民の皆様の先祖が築き上げた歴史と伝統の道志村でございます。長田村長におかれましては、今後とも道志村をよろしく願いいたしまして、私の反対意見といたします。

○議長（出羽和平君） 次に、本決議（案）について賛成の議員の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤 徹君。

〔4番 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） 私も長幡東の馬場地区から出ています議員です。佐藤 徹です。よろしく申し上げます。

私は、道志村長の不信任決議（案）に賛成の立場で討論をいたします。

令和3年7月4日の道志村村長選挙において、長田村長の親族と支援者が公職選挙法違反、

詐欺登録、詐欺投票、電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪で山梨県警から検察庁に書類送検され、令和5年3月20日には甲府簡易裁判所に略式起訴され、同日付けで4人に対して罰金の略式命令が出されました。

常識ある村長なら、自身が選ばれた選挙において不正があったことが判明された場合、道義的責任をとり、辞職するのが当たり前です。長田村長は、自身が潔白なら村民に民意を問うためにも、辞職してきれいな選挙でもう一度村長になるべきです。

また、私たち議会議員や長は、法律・条例・規則等を守り、地方自治を進めなければなりません。長田村長は3月の議会の一般質問の回答で、「法律・条例・規則については遵守し、やっております」と言いましたが、令和4年10月の村長交際費において、慶弔の項目で回生堂病院に竣工記念生花を支出しております。道志村長交際費の支出基準及び公表に関する要綱にある支出項目の慶祝では、各種団体が行う総会、大会、式典、行事等に要する経費で、社会通念上妥当と認められる範囲以内での金額とするとあるが、回生堂病院は一法人で各種団体に当たらず、3月議会で指摘したが、修正されませんでした。長田村長は、法律・条例・規則を遵守していなく、公人として資質に欠け、村長としての資格がありません。

以上のことから、長田村長の不信任決議（案）に賛成します。議員の皆様、選挙で不正があった場合、村民に民意を問うために選挙をやり直すのが常識です。村民から信頼される議会議員として、勇気を持って不信任決議（案）に賛成しましょう。

以上、不信任決議（案）に賛成の立場での討論を終わります。（拍手）

○議長（出羽和平君） お静かに。

次に、本決議（案）について反対の議員の発言を許します。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 7番、杉本孝正君。

[7番 杉本孝正君 登壇]

○7番（杉本孝正君） 発議第3号 道志村長に対する不信任決議（案）に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の親族による公職選挙法違反は、親族が起こしたものであり、この件に対して村長は一切関与しておらず、警察の事情聴取も受けていません。また、この件につきましては既に刑事手続も終了し、適切に処理されました。当事者も大いに反省していることと思います。村民への説明責任におきましては、4月5日発行の長田富也村政報告において、村民の皆様へに謝罪しております。

また、先ほど佐藤 進議員の賛成討論の中にありましたどうし道の駅に対しての補填であります。コロナ禍による営業不振のためだと思ひ、コロナ終息後は改善するものと思っております。

また、長田村長は就任当初より、前村政が計画していた学校建設では大幅な経費削減を図り、村の材木を使用した全国に類を見ない小中一体校舎の建設を行い、本村における教育環境の充実を行い、子供たちが伸び伸びと学校生活を送っています。

また、就任早々停滞していた野原月夜野トンネルでは、地域住民と真摯に向き合い、粘り強く交渉を行い、地域住民の理解をいただき、野原側ではトンネル着工の整備工事が着々と進んでいます。月夜野側におきましては、一部住民との調整が調わず、工事が進んでいませんが、今後確実に進んでいくものと確信しています。

長田村長は就任以来、子ども・子育て支援では、いち早く18歳以下の医療費無償化、学校給食の無償化、小学校・中学校入学時の祝金の支給、65歳以上の温泉施設無料券の配布、常駐医師の確保等の施策により、村民の健康増進に努めています。

また、人口減少対策では、国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付を受け、サテライトオフィスの充実強化、村営住宅の建設等、積極的に行政運営を行ってきました。

また、国道413号線の雨量規制撤廃、県道24号線道志都留線におきましては、保安林の解除ができ次第工事を行い、雨量規制撤廃となる予定です。

長田村長の一番の思いであり、当初よりの公約でありました都留道志防災トンネルにおきましては、村長就任以来10年間という短い期間で、国・県への積極的な働きかけにより、異例の速さで事業化に向け進んでいます。このトンネルが本村に及ぼす経済効果は計り知れないものがあり、道志村の未来を左右する大切なトンネルであります。また、このトンネルは村民誰もが望むトンネルであり、長田村長でなければできないトンネルです。

これらのことを踏まえ、長田村長の継続を願うものであり、反対討論とします。

○議長（出羽和平君） 次に、本決議（案）について賛成の議員の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 3番、池谷銀重君。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） 先ほど来反対討論を聞いていますが、どんなに村長を褒めても高評価しても、親族の違反を知らなかった、その証明がありません。

長田富也村長の不信任決議（案）に賛成の討論をさせていただきます。

2021年7月の村長選挙において、公職選挙法違反で長田村長の親族ら6人が本年3月20日に書類送検され、その後、4人が罰金刑の略式起訴になった。6人は長田村長を支援するためだったと認めている。法的には書類送検されただけでも犯罪に当たると言われています。よって、この選挙違反には村長の親族4人が関与していたことになります。

村長は、私は関与していない、知らなかったと言い逃れています。親族の選挙違反です。道義的責任があることも理解できないのでしょうか。この人たちは役場職員や村民をだまし、詐偽登録、詐偽投票して、村に損害とイメージダウンをもたらしました。村長は、違反者は私人だとして、親族のプライバシーをかばうことと自らの保身ばかりが優先していますが、その前に村の代表者の立場で、村の損失や村民感情について考えることを優先すべきである。刑が決まっても、終わった事件ではない。それも理解できないのであれば、速やかに退陣していただきたい。

報道陣の取材に対し、この事件より私の公約のほうが大きいなどと、選挙違反を容認するような許されないコメントもしていたようです。村の将来を担う代表者を決める大事な選挙で行われた親族の違反であることも認識できない。辞職に値する一言です。

4月5日付で村政報告と題して、書類が一部の村民に配付された。大変お騒がせしたことを皆様にお詫び申し上げますと書いてあります。狡猾にも、頭を下げたお詫びする姿は村民の誰も見ていないはず。村長がお詫びをするほど選挙違反をした人は、村長に極めて近い親族だということです。

その書類には、都留道志線のトンネルの進捗状況が載っていました。村長はトンネルができれば若者が定住するとよく説明するが、そんな根拠がどこにあるのか、逆にストロー現象で人口流出もあり得る。このトンネル建設については、村長が県とつながっているからといって、村民の意見を全く聞こうとしない。トンネルルートの方も独断で進め、一般質問や協議会では、県の事業だと質問に答えず、はぐらかしていた。このタイミングでこの村政報告書は、選挙違反に対する保身の意図が十分に読み取れるところでもあります。

この3年間、私は議員として異常な村政を目の当たりにしてきました。長田村長が就任した年からいきなり赤字に転じ、10年間改善をされない道の駅の経営、計画性希薄なサテライトオフィスに投資する無駄な予算、村庁舎建設の設計委託での指名競争入札において、村長が独断で事業所を選定、議員の兼業禁止問題では、村長主謀で管理職や議員に法律を無視させるほどの権力、そして先ほど村長が言っていた昨年要綱ができるまでの交際費は、毎年90万円をしっかりと使い切り、9年間で800万円以上もの浪費、村民不在のトンネル問題、そ

してこのたびの村長の親族による詐欺行為など。ほかにもありますが、以上のことから長田村長の不信任決議（案）に賛成します。

以上です。

○議長（出羽和平君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

村長不信任の議決につきましては、地方自治法第178条第3項の規定により、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は10名であり、議員の3分の2以上です。また、その4分の3は8人となります。

では、採決を行います。

本決議（案）のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） ただいまの起立者は4名、出席議員の4分の3に達しておりません。

よって、発議第3号 道志村長の不信任決議（案）は否決されました。

着席してください。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第3回道志村議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の村議会臨時会にご提出いたしました議案につきましては、議員各位の慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

ご審議いただいた議案の中で、私の不信任決議（案）は否決となり、引き続き村政を担わせていただくこととなりましたが、これからも「安心・安全で豊かな村づくり」を進め、イ

ンフラ整備による村民の皆様の安全性と利便性の確保に努力し、若者が定住できる村づくりに全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、若葉の美しい季節となりましたが、議員の皆さんにおかれましては健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、令和5年第3回道志村議会臨時会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和5年第3回道志村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時55分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
